

工事請負契約に係る一般競争入札の中止に伴う設計図書類購入費用の負担に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、工事請負契約に係る一般競争入札が中止された場合に、当該一般競争入札に参加するために設計図書類を購入した者に対して、その購入費用を市が負担することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事請負契約に係る一般競争入札)

第2条 この要綱に基づき設計図書類の購入費用を市が負担する工事請負契約に係る一般競争入札は、当該一般競争入札の公告後、契約手続における競争性、透明性及び公平性の担保に支障が生じ、その中止をしなければ適切な契約とならないと認められるものとする。ただし、中止の原因が本市の責めによらないものにあつては、この限りでない。

(対象者)

第3条 市長は、前条に規定する工事請負契約に係る一般競争入札において、入札参加申請をした者が、所定の手続により当該工事請負契約に係る設計図書類を購入後に一般競争入札を中止したときは、その購入費用を負担するものとする。

(負担額)

第4条 前条の規定により負担する額は、設計図書類の複製品1部の購入代金の額に限るものとし、当該複製品の購入に関して要したその他の費用は含まないものとする。

2 入札参加申請をした者が、同一の設計図書類を複数購入した場合で、媒体の違いにより複製品の価格が異なる場合は、市が負担する額は、最も高額の複製品1部の購入代金とする。

(委任)

第5条 この要綱の実施に関して必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行し、同日以降中止した工事請負契約に係る一般競争入札から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。